

無戸籍でお困りの方へ

「無戸籍」とは、何らかの理由で出生の届け出がされないために、戸籍に記載されていない状態をいいます。

無戸籍の方は、戸籍や住民票が無いため、各種行政サービスを受けられず、社会的に不利益を受ける場合があります。無戸籍が原因で困っている方、また、戸籍が無い方の情報を知っている方は、法務局または市民課へご相談ください（相談無料、秘密厳守）。

詳細は、法務省ホームページをご覧ください。

☎千葉地方法務局戸籍課

☎043(302)1316

市民課戸籍班

☎0475(70)0341

法務省 無戸籍 検索

現在、手当を受給している方および4月までに新たに認定を受けた方は、7月11日(月)に2か月分(5月分・6月分)が指定口座に振り込まれます。

児童扶養手当証書(空白)に記載の金融機関の口座にてご確認ください。
☎0475(70)0331

7月は児童扶養手当の支払期

③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

①令和4年3月31日時点で18歳未満の方(障がい児の場合20歳未満)を養育する父母等
※令和5年2月末までに生ま

子育て世帯支援 新たな給付金を支給します

◆子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方
②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない方

①6月に案内済み
②・③申請が必要ですので問い合わせください
▼支給額 対象児童1人当たり一律5万円

①6月下旬に支給済み
②・③申請受け付け後順次支給

◆子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

①令和4年3月31日時点で18歳未満の方(障がい児の場合20歳未満)を養育する父母等
※令和5年2月末までに生ま

①7月下旬以降
※対象の方へ事前に通知書を送付します。

②申請受け付け後順次
③子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分) 支給予定日

れた新生児等も対象です。②令和4年度住民税均等割が非課税の方または令和4年1月1日以降収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

がんばる中小企業等応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大きく減少している市内の中小企業者等に対し、売上額の減少額に応じて、市独自の給付金を給付します。

▶給付対象者=次の要件をすべて満たす方

- ・市内に本店を有する法人または市内に主たる事業所を有する個人事業主であること
- ・令和3年11月から令和4年6月の期間のうち任意の3か月の売上が、平成30年11月から令和元年6月、令和元年11月から令和2年6月、令和2年11月から令和3年6月の期間の同月の売上と比較し20%以上減少し、かつ、1か月当たりの売上減少額が10万円以上であること
- ・「千葉県感染拡大防止対策協力金」の交付を受けていないこと
- ・市税を完納していること

▶給付額=売上減少額により、2~50万円

▶申請期間=12月28日(水)まで

詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎商工観光課振興班

☎0475(70)0356



☎043(242)6320

免除・納付猶予申請、学生納付特例申請は、マイナンバーを利用した電子申請ができるようになりました。申請には、マイナンバーカードが必要となりますが、マイナンバーの情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書を作成することができ、紙の申請書より簡単に作成することができます。また、申請結果もスマートフォン等で確認することができます。ぜひご利用ください。詳細は、日本年金機構のホームページを確認ください。

国民年金の加入手続き・保険料免除申請等の電子申請

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料

住居確保給付金(家賃扶助)を支給しています

2年以内に離職や廃業した方、個人の責に帰すべき理由や都合によらず就業機会が減少し、住居を喪失または喪失する恐れのある方に対して、誠実かつ熱心な就労活動を条件に3か月を限度として住居確保給付金を支給しています(一定条件により延長可)。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、平成27年4月1日以降に住居確保給付金を受給し支給が終了した方について、令和4年8月1日まで一定の要件を満たす場合には再支給が可能となりました。

申請を希望する方は問い合わせください。

☎市生活相談センターCるーと

☎0475(77)8770

社会福祉課社会福祉班

☎0475(70)0330

ねんきんナビ

国民年金保険料の免除申請

国民年金保険料の納付が困難な場合は、納付の免除・猶予を申請することができます。

未納が続くと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合がありますのでご注意ください。

▶申請期間=7月1日(金)~

▶免除等の対象期間=令和4年7月~令和5年6月

※免除は過去2年(申請月の2年1か月前の月分)まで。

保険料の納付が経済的に困難で、免除等を受けず未納期間がある方は、市民課高齢者医療年金班または年金事務所で申請してください(郵送申請可)。

▶申請に必要なもの=本人確認ができるもの、基礎年金番号が分かるもの

※失業等で申請を行う方は、雇用保険受給資格者証(雇用保険被保険者離職票)等を持参してください。

●納付、免除・猶予の対応をした場合と未納の場合とでの年金受給の際の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予(学生納付特例)*3	未納
年金の受給資格期間に	含まれる	含まれる	含まれる*2	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に	含まれる	含まれる*1	含まれる*1・2	含まれない	含まれない

※1 保険料を納めた場合と比べた受け取る年金額の割合(平成21年4月以降の免除期間)

・全額免除: 2分の1

・半額免除: 8分の6

・4分の3免除: 8分の5

・4分の1免除: 8分の7

※2 一部免除は、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

※3 平成28年7月1日より、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方への免除もあります。詳細は問い合わせください。

☎千葉年金事務所 ☎043(242)6320

市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336

被保険者証は大切に~被保険者証の一斉更新~

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証が8月に更新されます。新しい被保険者証は7月末日までに書留郵便で郵送されますので、8月1日から使用ください。

有効期限を過ぎた被保険者証は市役所に返却するか破棄してください。新しい被保険者証は大切に管理してください。

▶新しい被保険者証の色

・国民健康保険=桃色

・後期高齢者医療保険=9月30日(金)まで牡丹色(赤色系)、

10月1日(土)から藍色(青色系)

▶新しい被保険者証の有効期限

・国民健康保険=8月1日(月)から1年間

※短期被保険者証は除く。

・後期高齢者医療保険=8月1日(月)~9月30日(金)

※後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、窓口負担割合の見直しに伴い9月30日(金)までとなります。10月1日(土)から使用できる被保険者証(藍色)は9月下旬ごろに送付します。



▲国民健康保険被保険者証(新)



▲後期高齢者医療被保険者証(9月30日(金)まで牡丹色、10月1日(土)から藍色)

☎市民課国保班 ☎0475(70)0334

市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336